

## 社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1：法を上回る取組として、子の看護休暇が中学校就学前まで利用できることを周知し、取得実績を作り、働きやすい職場の提供をすることにより、子育て中の職員の定着を図る。

(対策)

- 令和2年4月～職員への具体的なニーズを調査する。
- 令和3年1月～対象者に制度に関して説明周知し、制度の利用を促進する。

目標 2：業務の見直し、応援体制の整備をすることで年次有給休暇の取得日数を増加させ、取得実績を6日以上とすることを図る。

(対策)

- 令和2年4月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和2年4月～年間取得管理表により定期的に取得状態を周知する。
- 令和2年10月～取得の進まない職員に取得実績を説明し、積極的に取得を促す。